

平成24年6月22日

独立行政法人国立美術館理事長 殿

独立行政法人国立美術館外部評価委員会

委員長 小林 忠

平成23年度国立美術館外部評価報告書について

このことについて、別紙のとおりとりまとめましたので、提出いたします。

平成23年度外部評価報告書

平成24年6月

独立行政法人国立美術館外部評価委員会

目 次

はじめに	2
1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開	
(1) 多様な鑑賞機会の提供	3
ア 所蔵作品展	3
イ 企画展・特別展	4
ウ 巡回展	5
エ 海外展	6
(2) 美術創造活動の活性化の推進	6
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上	6
(4) 国民の美的感性の育成	7
(5) 調査研究成果の反映	7
(6) 快適な観覧環境の提供	8
2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナル コレクションの形成・継承	
(1) 収集（購入・寄贈）	9
(2) 収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化への対応及び環境整備等	10
(3) 修理・修復の実施	11
3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与	
(1) 所蔵作品等に関する調査研究成果の発信	11
(2) 国際交流の推進	12
(3) 所蔵作品の貸与等	12
(4) 美術教育のための研修の実施，教材・プログラムの開発	13
(5) 美術館活動を担う中核的人材の育成	13
(6) 全国の美術館等との連携・人的ネットワークの形成等	14
(7) 映画文化振興の中核的機関としてのフィルムセンターの活動	14
おわりに	15

はじめに

平成 23 年度事業の外部評価について、当委員会は、4 月 17 日、5 月 23 日及び 6 月 5 日の 3 回の会議を開催し、本報告書を取りまとめた。

独立行政法人国立美術館（以下、「国立美術館」という。）は、第 1 期中期計画期間(平成 13 年度から平成 17 年度)及び第 2 期中期計画期間(平成 18 年度から平成 22 年度)を終了し、平成 23 年度から第 3 期中期計画期間に入っている。本報告書は、これまでと同様に国立美術館が提供する業務の質について評価を行うものとし、管理運営に係わる事柄については、監査法人等の監査に委ねることとした。

評価の方法は、中期計画の 3 つの柱、「1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開」、「2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承」、「3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与」、に従って評価を行った。

また、評価に当たっては、できる限り国立美術館を全体として捉えて評価することに努めた。

この評価、提言が、国立美術館の今後の活動の充実・発展に資するものとなることを強く願うものである。

なお、評価にあたっては、平成 23 年度業務実績報告書のデータを参照した。

1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開

(1) 多彩な鑑賞機会の提供

国立美術館は、その中期目標において、我が国の美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、展覧会等を通じて多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多く国民に提供することが求められている。

平成23年度においては、展覧会事業では、法人全体として、延べ1,200日(展示替19回)の所蔵作品展と延べ36回の企画展を開催し3,430,719人、地方巡回展を2回・3会場で開催し9,077人の入館者があった。また、映画については、上映会・展覧会が延べ18回行われ122,464人、8事業・199会場への巡回上映により、96,621人が鑑賞している。これらを合計すると3,658,881人が国立美術館の展覧会又は上映会に参加したことになる。

平成23年度の入館者数は、平成22年度の4,756,066人を上回ることはできなかった。その要因としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う在京3館の臨時休館、開館時間の短縮、夜間開館の中止、展覧会の延期や、京都国立近代美術館の空調設備改修工事に伴う約3ヶ月にわたる休館などが挙げられる。展覧会ごとにみれば、概ね目標を上回っており、国立美術館全体としては、質の高い展覧会・上映会が実施され、国民から高い評価を得ているものと考えられ、国立美術館の活動と努力を評価したい。

多くの入館者数を確保することが求められる一方で、国立美術館の役割として、主導的、先導的、先端的な質の高い展覧会・上映会の継続的な開催を強く望む。このことにも留意しつつ、全体としてバランスのとれた構成の中で、今後とも多くの鑑賞者を獲得することを期待したい。

ア 所蔵作品展

研究員の調査研究の成果に基づく所蔵作品展の開催は、国立美術館各館における本来的な活動であり、平成23年度も様々な工夫を凝らした小企画展・テーマ展が開催されている。特に、国立美術館として東日本大震災の復興支援に寄与する中で、東京国立近代美術館本館で1年間継続開催した、東北出身の作家、東北出身のモデル、東北の風景を描いた作品で展示を構成した「緊急企画 東北を思う」や、1階企画展「ぬぐ絵画—日本のヌード1880—1945」と2～4階所蔵作品展「特集 ぬぐコレクション」の大規模なリンクなどは、特色ある新しい取組として高く評価したい。その他の各館においても、「しましま工芸館」(東京国立近代美術館工芸館)、「特集：青木繁と坂本繁二郎—忘れがたき友情」(京都国立近代美術館)、「奇想の自然—レンブラント以前の北方版画」(国立西

洋美術館)、桑山忠明と同時代にアメリカで活躍した現代美術作家の紹介(国立国際美術館)等、企画展の開催に連動した小企画展及び多彩なテーマ展を開催しており、ナショナルコレクションを有効に活用していると言えよう。

小企画展・テーマ展は、所蔵作品の様々な角度からの鑑賞・理解の増進にとどまらず、研究員の調査研究成果の発表機会としても重要である。国立美術館が、美術振興のナショナルセンターの機能を果たす意味でも、コレクションの充実を図りつつ、特集の企画にあたっては、研究員の研究成果を展示に活かすことや新収蔵作品を積極的に紹介し、収集活動の成果を国民に迅速に示すことなどに留意しながら、今後とも特色ある展示を望みたい。

イ 企画展・特別展

企画展・特別展については、国立美術館全体として、延べ1,849日、36回(フィルムセンター除く)開催され、2,566,205人の入館者があった。このうち、新聞社等との共催によるものが延べ1,179日、24回で入館者は2,315,284人であった。

企画展・特別展においては、入館者数が目標入館者数に達しなかった展覧会もあった。例えば「パウル・クレー」展(東京国立近代美術館、京都国立近代美術館)については、パウル・クレー独自の制作技法等をテーマとし、随所に解説を加えた展示であったことから、当委員会においても評価が分かれた。一つは、研究成果が十分発揮されており、パウル・クレーに対する新しい知見を得る機会となったという見方。もう一つは、作品そのものを鑑賞する楽しみが薄れてしまったというものである。今後は、来館者の多様な興味関心に対応できるような展示の工夫が一層必要である。また、数値だけでは表すことのできない定性的価値をどのように評価に組み入れるか、検討する必要がある。

一方で、岡本太郎展のように目標入館者数を大幅に上回る展覧会もあることから、目標入館者数の見込みについても検討の余地がある。

平成23年度は入館者数のみにとらわれることなく、ナショナルセンターならではの内容の展覧会が開催されており、幅広い層の期待に応えたと言える。今後も、ナショナルセンターとして独自性があり、幅広く良質な展覧会を期待したい。

各館における主なものとしては、これまで展覧会で本格的に取り上げてこられなかった日本における裸体画に焦点を当て、その歴史的経緯と表現の変遷を具体的に示した国内初の展覧会である「ぬぐ絵画―日本のヌード 1880-1945」(東京国立近代美術館本館)、没後はじめての本格的な回顧展となる「グェッリーノ・トラモンティ展」(東京国立近代美術館工芸館)、作品制作のプロセスに焦点を当て、クレー作品に関する新たな見方を提示した「パウル・クレー―お

わらないアトリエ」(京都国立近代美術館)、「光と影」というキーワードのもと様々な切り口でゴヤの多彩な画業を示した「プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影」(国立西洋美術館)、草間彌生の近作、新作によって構成され、目標の4倍を超える入館者があった「草間彌生 永遠の永遠の永遠」(国立国際美術館)、30年に及ぶ画家の取り組みを概観し、東京で初めての回顧展となった「野田裕示 絵画のかたち/絵画の姿」(国立新美術館)等があり、これらは、積年の研究成果に基づいた時宜を得た企画であり、国立美術館ならではの魅力ある質の高い展覧会であった。

また、フィルムセンターで開催した「映画女優 香川京子」の上映会では、通常の上映会と比較すると、上映日数を多く確保し、香川京子氏の数多い出演作品を幅広く紹介したことは、大変意義のある取組であった。その他、「よみがえる日本映画」シリーズの上映やデジタル復元による「忠次旅日記」の特別上映についても、これまで映画館では見ることが困難な作品を紹介する企画であり、その取組を評価するとともに、今後も継続した取組に期待したい。

長く美術館関係者より切望されていた「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」、いわゆる美術品国家補償制度が昨年3月に成立し、同年6月1日から施行され、その第1号として、国立西洋美術館開催の「プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影」が認定された。その他、平成23年度においては、国立美術館では、東京国立近代美術館開催の「生誕100年 ジャクソン・ポロック展」、国立新美術館開催の「セザンヌーパリとプロヴァンス」が認定された。同制度の適用が大きく後押しする形で、「プラド美術館所蔵 ゴヤ 光と影」では40年ぶりに《着衣のマハ》の日本公開が実現し、「生誕100年 ジャクソン・ポロック展」では、テヘラン現代美術館所蔵の《インディアンレッドの地の壁画》の国内初公開が実現した。国立新美術館開催の「セザンヌーパリとプロヴァンス」の出品作品についても国家補償制度の成果と受け止めている。また、保険料負担の軽減分については、観覧料金を従来同様に据え置くとともに、高校生の無料観覧期間を設定するなどサービス面に一部還元しており、高く評価できる。今後も本制度を積極的に活用し、より多くの国民に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を安定的、継続的に提供できるよう期待する。なお、同制度の申請に当たっては、膨大な書類を作成しなければならず手続きが煩瑣で多大な労力が要求されるという報告があったことを付記しておく。

ウ 巡回展

国立美術館巡回展については、平成23年度は東京国立近代美術館(工芸館)の担当で、北海道江別市セラミックアートセンター及び愛知県瀬戸市美術館において、「日本の現代陶芸―伝統と新風の精美」を2会場で93日間開催し、延

べ 5,593 人の入館者があった。また、東京国立近代美術館工芸館巡回展については、福井県陶芸館において「近代陶芸 5 1 人の巨匠たち」のテーマで展覧会を実施し、48 日間で延べ 3,484 人の入館者があった。入館者数だけをみれば昨年度と比較すると減少した結果となった。この点に関しては、原因を十分に検証する必要があるが、国立美術館の活動を広く知ってもらう手段として有効であり、数字にとらわれることなく、国立美術館各館の所蔵作品やフィルムを効果的に活用し、普段は目にする機会の少ないナショナルコレクションの一部を、地方の美術ファンに提供している本事業は、鑑賞機会の充実、地域文化の振興という点で、高く評価できる。特に映画上映については、今後、益々フィルムによる上映及び鑑賞機会が減少していくことが予測され、その意味においてもフィルムセンターの巡回上映は好評を得ているだけでなく、とても重要な取組みである。合わせて参加者の高齢化も課題といえる。今後も公私立美術館等からの要望を吟味し、募集方法を改善するなどして、ますます巡回展を発展させ、また継続的に実施していくことが望ましい。

エ 海外展

平成 23 年度はジュゼッペ・パニーニ写真美術館（イタリア）における京都国立近代美術館所蔵「野島康三展」やフィルム・ソサエティ・オブ・リンカーン・センター（アメリカ）、ナント三大陸映画祭（フランス）及びシネマテークフランセーズ（フランス）における「日活 100 年」などの海外展、海外巡回上映会を開催しているものの、ナショナルセンターとして、今後ともより一層、国際的視野に立ち、海外の主要美術館と連携しながら、幅広く日本文化の紹介に努めるとともに、更なる国際文化交流の拡大を図っていくことが課題である。

（2）美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館における公募団体等への展覧会会場の提供については、平成 23 年度は 69 団体（野外展示場のみ使用の 1 団体を含む。）で、入館者数は、1,253,764 人であった。ちなみに、展覧会の開催による入館者が 69 万人であり、公募展を加えると、国立新美術館においては入館者数が年間約 200 万人に上ったことになる。

国立新美術館では、公募団体から寄せられた意見・要望を参考に、例えば「国立新美術館ニュース」へ公募団体からの寄稿を掲載するなどの広報支援の実施や、公募展と国立新美術館が開催する企画展の観覧料との相互割引の実施等、他の事業との連携協力に配慮しつつ効率的・効果的な取組がなされたと考える。

上記のような取組の結果、公募展示室の利用状況が 100%を達成したこと

は、喜ばしいことであり、公平かつ適切に団体の選考、調整を行った努力は高く評価できる。

(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国立美術館においては、展覧会情報や調査研究成果など I C T（情報通信技術）を活用して積極的に発信することとしているが、ホームページへのアクセス数は、その実績・目標の指標となるものである。平成 23 年度におけるホームページへのアクセス数は、本部・国立美術館 5 館で 46,207,321 件に及んでおり、昨年度と比較するとやや減少はしているもののほぼ同数を得ている。

平成 23 年度は、所蔵作品総合目録検索システムのデータ登録更新及びインターフェースの改良、展覧会の特設サイトの設置、「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」の「指導者研修 W e b 報告」のページの充実など、利用者のニーズに沿った広報活動の展開や機能の充実が行われており、今後更に増えていくであろうデジタルコンテンツの利用促進に向けて、更なる取組をすすめてほしい。

(4) 国民の美的感性の育成

平成 23 年度において国立美術館全体として、展覧会にあわせた講演会やワークショップ等を延べ 671 回実施し、51,653 人の参加者を得ている。また、このうち、児童生徒を対象とした事業は、延べ 278 回で、参加者は 12,345 人であり、昨年より参加者は増えており、国立美術館における教育普及事業が年々充実していることが窺える。

中でも、国立西洋美術館で実施した「Fun with Collection 2011 サマー・プログラム 今年の夏は、美術館でオリンピック」では、企画展「大英博物館 古代ギリシャ展」に出品された彫刻《円盤投げ》にちなみ、古代ギリシャのオリンピックで活躍した選手の動きをヒントに、跳んだり、走ったり、実際に体を動かして表現する子供向けプログラムを実施し、子供たちの美術館離れの傾向がある中で、スポーツと融合させることで美術に親しみを持ってもらうという工夫は興味深いアイデアであった。

京都国立近代美術館で実施した「青木繁展 親子ナイトツアー」は、閉館後に小学生をもつ家族を対象としたわかりやすい解説付きの鑑賞ツアーで、小学生だけでなく保護者も熱心に耳を傾けるなど参加者にとっても好評な企画であり、今後とも継続的に優れた取組を期待したい。

東京国立近代美術館の「先生のための鑑賞講座」では、「生誕 100 年 ジャクソン・ポロック展」に際して、これまでの企画展の解説を中心としてきた

やり方に加え、学校との具体的な連携事例の紹介をあわせて行った。このように、各館とも美術館と来館者あるいは作品とを繋げる様々な新しい工夫がなされており、高く評価できる。

(5) 調査研究成果の反映

平成 23 年度においては、展覧会（所蔵作品展を含む）の開催、教育普及活動等のため、国立美術館全体で 86 件の課題（テーマ）について調査研究が行われている。館別には東京国立近代美術館（本館・工芸館・フィルムセンター）が 37 件、京都国立近代美術館が 11 件、国立西洋美術館が 14 件、国立国際美術館が 10 件、国立新美術館が 14 件となっている。また、分野別では、展覧会関係（所蔵作品展を含む）が 50 件、教育普及その他が 19 件、収集保存関係が 1 件、科学研究費補助金によるものが 16 件となっている。科学研究費補助金については昨年より 1 件増えてはいるが、国からの運営費交付金が減額されていく中、近年館務が激増している状況であるとはいえ、国立美術館における調査研究の充実を図るため、科学研究費補助金等外部資金の獲得に努めてほしい。

また、国立美術館は、文献による調査研究以前のフィールドワークの積み重ねによって収集活動や展覧会事業を準備し、また、展覧会の実施やカタログの制作発行を通じて、次代の研究への基盤を提供するなど、近・現代美術史の基礎研究・調査に対して重要な役割を果たしている。特に美術書の刊行が減少する昨今、展覧会に際し作成するカタログは、その調査研究の成果である論考や年譜、文献目録等の掲載により、多くの美術研究者が基礎文献として参照するとともに、国内外の他の美術館が同種の展覧会を企画する際にもとより、作品購入に関する調査を行う際などに参照するケースが多数見られる。喜ばしいことであり、高い質をもった展覧会カタログが、継続して編集されていることを評価したい。しかし、国立美術館の展覧会カタログの評価は高いが、ほとんど市販されておらず残念である。欧米では、ISBN を付して一般に流通しており、出版社との連携やインターネットを通じた販売など国立美術館でもその可能性について検討してほしい。研究員に更なるインセンティブを与えるという効果も期待できる。

(6) 快適な観覧環境の提供

平成 23 年度における小中学生、高校生の入館者数は国立美術館全体で 217,057 人と昨年度実績を若干下回っている（小中学生：156,295 人、高校生：60,762 人）。この要因については、十分な分析等を要するが、最近の傾向としては若年層が美術館等の文化施設へ足を運ばなくなっている。学校教育にお

ける芸術鑑賞の位置づけなど多くの課題が想像されるが、国立美術館においては、教育普及事業として新しい工夫を凝らした多様な子ども向けプログラムを実施しており、今後とも、学校はもとより関係者との協議等を踏まえ、更なる連携を図りつつ、より一層、小中学生、高校生が来館しやすい環境を整備していくことが望まれる。

大学生に関しても、同様に文化施設を訪れる学生が少なくなっている。その様な状況の中で、国立美術館で行っているキャンパスメンバーズ制度は、学生利用者だけで8万人を超えており、美術の鑑賞機会を提供する上でもとても重要な制度であり高く評価したい。昨年度と比較しても、メンバー校は6校の増加、利用者にあっては約12,000人の学生が増加しており、インターネットの特設サイトの開設等が一定の効果を挙げているものと見られる。キャンパスメンバーズ制度が多く数の学生に美術に親しむ機会を提供し、今後、大学との連携強化や、活用例の紹介などを通じて、ますます利用者が増加するよう期待したい。

2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承

(1) 収集（購入・寄贈）

平成23年度においては、国立美術館全体として、美術作品については、674点を購入するとともに、1,213点の寄贈を受けている。映画フィルム作品については、291本を購入するとともに、1,479本の寄贈を受けた。

これにより、平成24年3月末現在、国立美術館全体として美術作品35,913点、映画フィルム65,517本を収蔵しているが、欧米諸国においてそれぞれの国を代表する美術館に比べると、まだまだ不十分であることは残念ながら否定できない。引き続き、調査研究や情報収集の充実、作家又は所有者等との信頼関係の構築、寄贈作品の積極的な受入れ等独立行政法人国立美術館としての自助努力はもとより、国の政策としても抜本的な取組が行われることを期待したい。

国立美術館の収集に関しては、基本的には、明治40年を境にして、国立博物館との収集年代の棲み分けがなされているが、実際には国立美術館が収集すべき日本画等の重要な作品が移管されていないなど、厳格な棲み分けができていない面も見られる。今回東京国立近代美術館において新規に収蔵した、狩野芳崖の《仁王捉鬼図》（明治19年）及び《獅子図》（明治19年）は、コレクションを補完する上で、重要な作品であり、評価したい。さらに京都国

立近代美術館で収集した松本竣介の《Y市の橋》(昭和 21 年)に関しては、同じ題名の油彩画は、東京国立近代美術館の所蔵する 1 点を含め、いずれも戦時下に描かれた 3 点が存在するが、本収集作品は、戦災で焼け落ちた橋を描く作者晩年の注目すべき作品であり、これもまた非常に貴重な作品を収集できたことは、喜ばしいことである。また、フィルムセンターにおける収集に関しては、とかく映画フィルムの収集そのものに焦点があたりがちであるが、フィルム以外にもポスター等の貴重な映画関連資料の収集や展示など有意義な活動を行っており評価したい。

作品の寄贈は日常の調査研究活動の積み重ねの成果であるとともに、国立美術館への信頼のバロメーターでもある。平成 23 年度に寄贈点数が大幅に増えたことは、日頃の活動が評価され、国立美術館に対する信頼が高いことの証であり、敬意を表したい。貴重な作品が海外に流出するのを防ぐためにも、今後とも日頃からの調査研究活動に邁進していただきたい。

なお、国立美術館の収集作品の貸与を積極的に進めることにより、ますます公私立美術館等との連携協力を強化することを期待したい。

(2) 収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化への対応及び環境整備等

保存施設の狭隘・老朽化への対応の必要性については、これまでも指摘してきたところであるが、各館とも限られた収蔵スペースの中で工夫しながらの運用に苦慮していることは理解している。今後美術館の収集活動にも影響が及ぶ恐れもあることから、十分な収容力のある収蔵庫を確保する必要がある。

そのような中において、平成 23 年 3 月末に竣工した東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館映画保存棟Ⅱが、1 年間の準備期間を経て平成 24 年度から本格的な運用見込みとの報告は、保存庫の狭隘が解消され喜ばしいことである。近年、映画のデジタル化が進んでおり、フィルムでの上映が減少の傾向にある中で、映画フィルムの収集・保管の役割を担っていくフィルムセンターの存在は重要である。デジタル復元した作品が今年度CS放送で放映されたが、今後もフィルムセンターの映画コレクションが広く活用されていくためにも、中長期的には映画・映像センターのような機能を担う体制の整備が求められる。

環境整備においては、京都国立近代美術館の空気調和設備改修が、平成 24 年 1 月から 3 月に実施された。今後、収蔵庫内の適切な温湿度管理が徹底され、作品保存環境が改善されることは喜ばしいことである。

なお、東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館に隣接する「キャンプ淵野辺留保地」の活用について、相模原市が設置した検討委員会で利用

計画の素案が検討され、その中で留保地の一部については、国立美術館の要望も踏まえ相模原市と緊密に連携しつつ検討していることと思うが、この動きも契機としつつ、関西二館の事情も考慮しながら、国立美術館収蔵庫の狭隘化に対する抜本的な措置が講じられることを切に望みたい。

(3) 修理・修復の実施

平成 23 年度における所蔵作品の修理・修復への取組は、外部の修復家等専門家と連携しつつ、必要な業務を継続して実施していることは評価したい。

平成 23 年度末で、国立西洋美術館の修復担当の研究員が定年により退職したため、国立美術館では常勤の修復の専門家が不在となった。作品を保存するに当たっては、日常的にこまめな修復が必要であり、そのためにも修理、修復の体制を整備することが望ましい。修復や保存科学に関する分野については、効率的かつ安全な作品保存のあり方を研究するための予算的措置を含めた取組が必要と考えられる。

文化財機構等との統合の方針が示されているが、文化財研究所における保存科学に関する研究成果を美術館においても必要に応じて享受できるよう、連携を深めることを要望する。なお、国立美術館としても作品の保存修復については、民間との連携も視野に入れながら検討することが望まれる。

また、所蔵作品及び保管・修理に関する調査研究とその成果の業務への反映に関しては、平成 23 年度においても、国内外の美術館、博物館、大学等と連携し、修復や技法調査及び作品調査を実施する等、多岐にわたる活動を評価するとともに、その成果がより見える形で情報の発信がなされることを期待する。

3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

(1) 所蔵作品等に関する調査研究成果の発信

所蔵作品等に関する調査研究成果の発信については、継続的及び計画的に進められた。国立美術館各館における美術館ニュースや図録、定期刊行物、あるいは研究紀要は、調査研究の成果を反映し、また、各展覧会の企画立案に反映されている。あわせて、学会等での発表や学術雑誌等で論文発表として発信が行われていることを高く評価したい。

国内外の研究者との交流については、各館とも展覧会の開催に合わせシンポジウム、研究会及び講演会を積極的に開催した。とりわけ、海外からの研究者との交流は近年積極的に行われているように見受けられ、評価したい。

国立美術館における作品の収集活動や展覧会活動，教育普及活動，情報の収集発信活動は，長期的なビジョンに基づく調査研究の成果によって成り立つものであるから，今後その成果が国内はもとより，国際的な共同研究へと発展し海外展開のきっかけとなることを期待する。

(2) 国際交流の推進

平成 23 年度は国際シンポジウムや国際会議等への出席を通じて，海外の美術館との連携協力や国内外の優れた研究者との交流が意欲的に実施された。国際シンポジウムとしては，京都国立近代美術館が，ブダペストやカナダから講師を招聘しモホイ=ナジの業績を多角的に検証する「モホイ=ナジ再考」を開催，国立西洋美術館は国際的に著名な専門家を招聘し，世界遺産における 20 世紀建築のシリアル・ノミネーションの可能性を探る「20 世紀建築と世界遺産—シリアル・ノミネーションにおける OUV の議論をめぐって」を開催，国立新美術館では，ワルシャワ近代美術館との共催で「美術館建設中。東京—ワルシャワ」を開催した。

その他にも国立国際美術館の研究員が第 54 回ヴェネチア・ビエンナーレ日本館のコミッショナーに就任し，日本館における展覧会「TABAIMO : teleco-soup」を企画、実施し，日本文化の紹介に貢献した。

さらに，理事長が日米文化教育交流会議（CULCON）第 25 回日米合同会議委員に選出されたほか，国立新美術館の研究員がリュブリアナ近代美術館及びザグレブ現代美術館で開催された国際博物館会議近現代美術館部会（CIMAM）の年次大会へ出席し，近現代美術館の活動のあり方等について意見交換を行った。

また，国立新美術館における日本の展覧会カタログを海外の日本美術研究の拠点機関に寄贈する事業（JACK プロジェクト）や，平成元年から継続して行われている日豪学芸員交流事業などを行っている。

上記のように今年度も国際文化交流活動を積極的かつ幅広く行っており，その活動を評価したい。今後とも台頭著しいアジアの美術動向を注視しつつ，ナショナルセンターとしてますます国際文化交流を推進するとともに，国内外の美術館との連携や研究者との交流を促進するよう期待したい。

(3) 所蔵作品の貸与等

平成 23 年度における美術作品の貸与については，174 件・1,577 点を貸与し，また，映画フィルムについては，80 件・168 点を貸与した。このほか，美術作品の特別観覧が 397 件・829 点，映画フィルムの特別映写が 92 件・267 本，複製利用が 39 件・62 点あった。平成 23 年度もほぼ昨年と同数の貸

与数を数え、国立美術館としては、美術作品やフィルムの貸与の要望に十分応え、ナショナルセンターとしての役割を果たしていると評価する。特に、東日本大震災で被災した館への支援の一環として、往復の作品輸送費（保険料を含む）を負担の上、萬鉄五郎「裸体美人」を含む 5 点を岩手県立美術館に貸与したことや、グッゲンハイム美術館、ポンピドーセンター、サンフランシスコ近代美術館、カステージョ現代美術センター等の海外の美術館に国立美術館の所蔵作品を積極的に貸与したことを評価する。

今後とも貸与先の展示計画の意義にも留意しつつ、できる限り応えていくことが必要と考えるが、その一方で当該業務は、各館における展示計画との調整や、作品状況のチェック等、時間と労力を要するものであり、所蔵作品の貸与等が各館の研究員にとって相当の負担になっているのではないかと懸念する。今後とも積極的な貸与を望みつつも、国立美術館としては、各館研究員の負担を軽減していく工夫を検討していく必要がある。

(4) 美術教育のための研修の実施、教材・プログラムの開発

美術教育の一翼を担うナショナルセンターの事業として、毎年恒例の国立美術館各館の共同による「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」には、全国から 101 人（39 都道府県及び 16 政令指定都市から、小・中学校教諭 77 名、指導主事 6 名及び学芸員 18 名）の参加があった。当該研修は、教員免許状更新講習に認定されている。また、当該研修で得た成果の活用実態等について追跡調査を実施し、その結果に基づき、内容等について見直した上で継続して開催すると聞いている。当該研修を続けていくことは、各地域の学校と美術館との連携強化を図るとともに、児童・生徒に対する鑑賞教育の充実に資することから、その努力に敬意を表するとともに、継続して取り組んでいくことを期待する。

(5) 美術館活動を担う中核的人材の育成

国立美術館では、美術館活動を担う中核的な人材を育成するため、主として大学院生を対象としてインターンシップ制度を実施しており、平成 23 年度においては、各館合計 35 名を受け入れている。その他にも、東京国立近代美術館工芸館及びフィルムセンターでは、大学生の学芸員資格取得のための博物館実習を実施し、17 名を受け入れている。インターンシップ生の受入れについては、選考方法からカリキュラムの検討に加え、実際の指導等にはかなりの労力を要するが、各館とも人員等に限りのある中、事業の重要性を認識しつつ、継続して実施していることを評価したい。特に、工芸館及びフィルムセンターにあっては、工芸及び映画を取り扱う数少ない機関として引き続

き博物館実習生の受入れを実施し、ナショナルセンターとして、今後も人材の育成に努めていくことを期待したい。

(6) 全国の美術館等との連携・人的ネットワークの形成等

公私立美術館の学芸職員を対象とした「独立行政法人国立美術館キュレーター研修」については、平成 23 年度においては、国立美術館全体で 5 名を受け入れている。昨年度に比べ受入れが増加したことを評価したい。本研修の実施に関しては、各都道府県教育委員会及び美術館等の約 400 箇所アンケート調査を実施したと聞く。アンケート結果を踏まえ、当研修への参加が困難となっている原因の一部である「受入館の情報提供」及び「公募時期の適正化」について検討を行うなどの取組を評価するものである。今後更に検討を行い、公私立美術館等のニーズに応えやすいプログラムとなるよう期待する。

(7) 映画文化振興の中核的機関としてのフィルムセンターの活動

東京国立近代美術館フィルムセンターでは、南アフリカ・プレトリアで平成 23 年 4 月 6 日から 4 月 19 日まで開催された第 67 回国際フィルム・アーカイブ連盟 (FIAF) 会議に、主幹が出席し、シンポジウム等での発表や、「所蔵映画フィルム検索システム」については、日本劇映画のレコード 1,770 件を新たに公開するなど、その活動は国内唯一の国立フィルムアーカイブとして、評価できるものである。今後、更なる活躍を国内外の映画関連団体との連携を深め、映画フィルム保存の取組を充実して行ってほしい。

なお、フィルムセンターの独立については、映画関係者の悲願と言えるが、独立館に相応しい組織・人員・予算がともに確保されることが必要であることは言うまでもない。独立行政法人の統合が示された現状等を踏まえ、引き続き、検討することを望みたい。

おわりに

国立美術館の平成 23 年度の事業についての評価は以上のとおりであり、展覧会事業、作品収集事業、調査研究事業及び教育普及事業など多種多彩な事業が高い質を維持しつつ継続的、かつ適切に実施されていることが認められ評価できる。特に、毎年度増額されていく自己収入予算額を達成し続けている国立美術館の努力を評価したい。

国立美術館については、本年度が第 3 期中期目標期間の初年度となり、第 2 期中期目標期間終了時の国立美術館に対する独立行政法人評価委員会による評価結果等を踏まえ、国立美術館としてはその事務及び事業の運営等の改善を進めてきた努力に敬意を表したい。本年度は、東日本大震災という、かつてない被害が発生し、国立美術館の関東の 3 館においても臨時閉館、開館時間の短縮や夜間開館の中止など、事業運営に大きな影響が及んだ中で、文化庁による「文化財レスキュー事業」へ参加し、各館から研究員を罹災地へ派遣したほか、募金活動の実施やチャリティーオークションの開催への協力等も行ったと聞いている。また、展覧会関係では、「緊急企画 東北を思う」として東北出身の作家や東北をテーマとした作品の展覧会を実施するなど、ナショナルセンターとして、国民に対するサービスの提供やニーズを踏まえての事業の実施は、大いに評価ができるものである。

当委員会としては、国立美術館が限られた人員及び予算のなかで、最大限の努力を重ねていることを評価しつつも、とりわけ、人員については、美術館業務が増大する中で、既に限界にきており、今後、更なる削減は国立美術館としての使命を果たせないばかりか、国民に対するサービスの質の低下等を招きかねないと危惧する。その様な中、行政刷新会議における独立行政法人の制度・組織の見直しを踏まえ、国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会の 3 法人が統合するとの閣議決定がなされた。統合される場合には、閣議決定の内容が確実に実行されるとともに、新法人が設立される際に策定される中期計画において、本評価書の指摘が生かされ、各法人それぞれにとってプラスになり、お互いにレベルアップするような統合となることを期待したい。

独立行政法人国立美術館外部評価委員会規則

制定 平成13年4月2日
国立美術館規則第43号

[一部改正：平成15年4月21日 国立美術館規則第2号]

[一部改正：平成18年3月31日 国立美術館規則第5号]

[一部改正：平成18年6月30日 国立美術館規則第40号]

[一部改正：平成19年11月9日 国立美術館規則第11号]

(総則)

第1条 独立行政法人国立美術館組織規則(独立行政法人国立美術館規則第1号)第26条第4項に基づき、独立行政法人国立美術館外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)の組織及び運営に関しては、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 外部評価委員会は、単年度ごとの業務の実績に関する評価を行う。

(組織)

第3条 外部評価委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、独立行政法人国立美術館の業務に関し識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 外部評価委員会には、委員長、副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第6条 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。

(会議の成立等)

第7条 外部評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 外部評価委員会に出席することのできない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみなす。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を外部評価委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 外部評価委員会の事務は、事務局総務担当室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、外部評価委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

2 この規程の施行日以降、最初の外部評価委員に係る任期は第5条の規定にかかわらず、平成

15年3月31日までとする。

附 則

この改正規則は平成15年4月21日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

独立行政法人国立美術館外部評価委員会委員名簿

あさ の とおる
浅 野 徹

元愛知県美術館長

こ う であら つかさ
園 府 寺 司

大阪大学大学院文学研究科教授

こ ばやし ただし
小 林 忠

学習院大学名誉教授

しの はら もと あき
篠 原 資 明

京都大学大学院人間・環境学研究科教授

ふし や かず ひこ
伏 屋 和 彦

元会計検査院長

やま ね さだ お
山 根 貞 男

映画評論家